

特定行為研修修了看護師による 「特定行為」の実施について

福岡東医療センターには、未来の医療を支える特定行為研修を修了した看護師が勤務しております。

特定行為研修を修了した看護師は、医師又は歯科医師の指示により、手順書に定められた以下の「特定行為」を実施します。

特定行為	
1	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
2	侵襲的陽圧換気の設定の変更
3	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
4	人工呼吸器管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
5	人工呼吸器からの離脱
6	直接動脈穿刺法による採血
7	橈骨動脈ラインの確保
8	脱水症状に対する輸液による補正
9	抗けいれん剤の臨時の投与

(2021年7月現在)

これらの特定行為を実施する看護師には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされます。安全で安心な特定行為が実践できるように、研修修了後半年以上、指導医が知識・技術の評価を行うとともに、継続して指導を実施します。

特定行為研修修了看護師の特定行為実施にあたり、同意されない場合は、遠慮なくお申し出ください。なお、同意されない場合でも、その後の診療にはなんら不利益は生じませんのでご安心ください。

特定行為について、ご質問やご意見がある場合、遠慮なく病院職員にご相談ください。また、院内の患者相談窓口でもご質問やご意見を承りますのでご利用ください。



独立行政法人 国立病院機構
福岡東医療センター

【お問い合わせ先】

医事課 患者相談窓口
担当者：専門職
TEL：092-943-2331
FAX：092-943-8775